様式第9号(第19条関係)

(表)

特別地域内既着手行為届出書

年　　月　　日

　福井県知事　　　　様

届出者　住所

氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　福井県立自然公園特別地域 | が指定の区域が拡張内において湖沼もしくは湿原または福井県立自然公園条例第21条第3項第7号に指定する物が指定 | された際、次の行為 |

に着手していたので、福井県立自然公園条例第21条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 自然公園の名称 | 　 |
| 行為の種類 | 　 |
| 行為の目的 | 　 |
| 行為の場所 | 市　　　町郡　　　　 | 大字　　　　小字　　　　地番(地先) |
| 行為の施行方法 | 　 |
| 行為の完了日(予定日) | 年　　　　月　　　　日 |
| その他の記載事項 | 　 |

(裏)

1　添付図面

　(1)　行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図

　(2)　行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図および天然色写真

　(3)　行為の施行方法をを明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図および意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)

　(4)　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

2　備考

　(1)　「行為の種類」欄には、工作物の新築、木竹の伐採等の行為の種別を記入すること。

　(2)　「行為の目的」欄には、届出に係る行為の目的、必要性および原因を具体的に記入すること。

　(3)　「行為の場所」欄には、汚水等の排出にあつては、指定湖沼もしくは湿原または福井県立自然公園条例第21条第3項第7号に指定する物の名称も併せて記入すること。

　(4)　「行為の施行方法」欄には、次の事項を記入すること。なお、必要に応じて、その詳細を添付図面に表示すること。

　　ア　工作物の新築(改築・増築)にあつては、工作物の種類、敷地面積、建ぺい率、容積率、工作物の規模、構造、主要材料、外部の仕上げおよび色彩、新築(改築・増築)に関連して行う行為の概要ならびに新築(改築・増築)後における周辺の取扱い

　　イ　木竹の伐採にあつては、伐採種別、伐採する木竹の樹種、面積、平均樹齢、平均胸高直径、材積および材積歩合、伐採に関連して行う行為の概要ならびに伐採跡地の取扱い

　　ウ　鉱物の掘採(土石の採取)にあつては、掘採(採取)する鉱物(土石)の種類および量、掘採(採取)する方法および設備、土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状、掘採(採取)に関連して行う行為の概要ならびに掘採(採取)跡地の取扱い

　　エ　水位(水量)に増減を及ぼさせる行為にあつては、水位(水量)の増減の及ぶ範囲および内容、原因となる行為・設備等ならびに水位(水量)の増減に関連して行う行為の概要

　　オ　汚水(廃水)の排出にあつては、汚水(廃水)の種類および原因、処理施設の種類、規模および能力、汚水(廃水)の水質、排出の時期および量ならびに指定水域等への排出方法

　　カ　広告物の設置等にあつては、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出または表示する工作物の種類および箇所、広告物の規模および構造、主要材料、色彩、表示の内容ならびに広告物の設置等に関連して行う行為の概要

　　キ　物の集積(貯蔵)にあつては、集積(貯蔵)物の種類、集積(貯蔵)方法、土地使用面積および集積(貯蔵)する高さ、集積(貯蔵)に関連して行う行為の概要ならびに集積(貯蔵)設備

　　ク　水面の埋立て(干拓)にあつては、埋立て(干拓)面積、工事の方法、埋立て(干拓)に関連して行う行為の概要および埋立て(干拓)後の取扱い

　　ケ　土地の形状変更にあつては、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、形状変更に関連して行う行為の概要および形状変更後の取扱い

　　コ　高山植物の採取(損傷)にあつては、採取(損傷)物の種類、数量、採取(損傷)方法および採取(損傷)に関連して行う行為の概要

　　サ　動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))にあつては、動物(卵)の種類、捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量、捕獲(殺傷)(採取(損傷))方法および捕獲(殺傷)(採取(損傷))に関連して行う行為の概要

　　シ　工作物等の色彩変更にあつては、色彩を変更する工作物、変更する箇所、現在の色彩、変更後の色彩および色彩変更に関連して行う行為の概要

　　ス　指定区域内への立入りにあつては、立ち入る者の人数および氏名ならびに期間、立ち入る経路または範囲、立ち入る方法ならびに立入りに関連して行う行為の概要

　　セ　車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)にあつては、車馬(動力船、航空機)の種類および数、使用(着陸)範囲および面積、使用(着陸)方法ならびに使用(着陸)に関連して行う行為の概要

　(5)　「その他の記載事項」欄には、次の事項を記入すること。

　　ア　他の法令の規定により届出に係る行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況

　　イ　土地の所有関係および届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み

　　ウ　鉱物の掘採(土石の採取)にあつては、当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときには、当該施業案の概要